プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 238 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 238 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 15 日開催）において、ローン・コミットメントの定めに関する検討、貸付金代替性債券の定めに関する検討及び新適用指針における結論の背景の文案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ローン・コミットメントの定めに関する検討についての意見）

IFRS 第 9 号の範囲に関する定めの取入れ並びに名称及び定義についての意見

2. 事務局の提案に異論はない。

3. 我が国の市場において現在提供されている金融商品を踏まえると、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）第 2.3 項の各項目を検討する必要性は乏しく、現行の日本基準においても不自然な点はないため、事務局提案に同意する。

4. 事務局提案に賛成するものの、現行の日本基準における「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」の定義を用いた場合、予想信用損失の適用対象が広く解釈される可能性があることを懸念する。例えば、当座貸越契約には、顧客から借入の申し出があっても謝絶することが可能なものも存在する。この点、現行の日本基準の定義に該当する全ての契約が予想信用損失の適用対象となるのではなく、貸付の義務を負う契約または取消不能な契約が対象となるということを結論の背景等において記載することを検討して頂きたい。

市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの取扱いについての意見

5. ベースレートにプラスのスプレッドを加えて貸付を行うことが一般的であるため、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的ではないと考える。

6. 市場金利が TONA や TIBOR 等の銀行間の調達金利を指すと解釈すれば、採算割れをしないように取引を行うため、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的ではないと考える。

7. 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的ではなく、これに対応する規定を設ける必要性はないと考えられるため、資料(2)第23項の案1を支持する。

8. 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに該当するかは、当初認識時において判断するのか確認したい。この点、当初認識時においては、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的ではないと考える。

9. 受取ローン・コミットメント手数料について、現行の日本基準を適用した場合は、資料(2)第24項に記載された会計処理となるものの、IFRSを適用した場合、ローン・コミットメント手数料は、具体的な融資の取決めを行う可能性が高い場合はIFRS第9号に従って融資の実行まで繰り延べられ、具体的な融資の取決めが行われる可能性が低い場合にはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理されると考えられる。

10. 案1と案2では受取ローン・コミットメント手数料の会計処理が異なると考えられるものの、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントが存在しないのであれば特段規定を設ける必要はないと考える。

その他の意見

11. ローン・コミットメントに対する予想信用損失の算定においては、ローン・コミットメントの空き枠に掛け目をかける方法だけでなく、貸付後デフォルトまでの追加の貸付の金額を見積もる方法もあり、この点も検討して頂きたい。

（貸付金代替性債券の定めに関する検討についての意見）

全体的な意見

12. 事務局提案に同意する。

定義及び名称についての意見

13. 貸付金代替性債券の定義を早期に定めるという方向性に同意する。また、貸付金代替性債券の経済的な実質は貸付金とほぼ同一であるため、定義及び名称についての事務局提案に同意する。

14. 総額引受私募債の定義及び名称によって意図せざるものが含まれることを防止する必要があると考えるため、定義及び名称についての事務局提案に同意する。

15. 総額引受私募債という名称には異論はないものの、銀行が引き受けて保有すると定義している点について、日本基準において従来このような記載はしておらず、銀行という用語には法的な意味も含まれると考えられるため、日本基準の本文にこのまま記載してよ

いか疑問を感じる。この点、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」においては、本文において「総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業」という表現を用いたうえで、結論の背景において銀行等が想定されることを記載しており、このような定義の仕方も考えられる。

16. 総額引受私募債は銀行保証付私募債よりも広い概念であるという理解でよいか確認したい。

17. 事務局提案の定義によった場合、トランジション・ボンドを私募によって発行した場合には、総額引受私募債に該当することとなるか確認したい。

総額引受私募債の分類及び測定についての意見

18. 経済的な実質は貸付金とほぼ同一であるため、時価評価は行わず、償却原価で測定した上で予想信用損失モデルを適用する事務局提案に同意する。

19. 総額引受私募債の分類及び測定についての事務局提案に同意する。また、現行基準において満期保有目的の債券に分類されている総額引受私募債を総額引受私募債に優先して分類するように定める点についても同意するものの、総額引受私募債は現行の日本基準の有価証券の 4 つの区分より上位の概念となると考えられるため、会計基準の文案を作成する際には留意して頂きたい。

20. 資料(3)第 31 項のコストの分析について、時価評価を行う会計処理に関する事務負担を強調すると、総額引受私募債の時価の開示も不要とすべきように読めるため、時価評価の有用性の議論を強調して会計処理を検討した方がよいと考える。

21. 総額引受私募債の保有区分の変更及び償還期限前の売却については、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 83 項の満期保有目的の債券に関する定めと同様の定めを設けない方が実務上運用しやすいと考える。

22. 総額引受私募債の引受手数料等の取扱いについては、今後議論されることとなるのか確認したい。

23. 表示及び開示において、総額引受私募債を別掲するか、類似の区分と合算するかという点については、各社ごとに総額引受私募債の重要性が異なるため、対応方法は複数存在すると考える。

（新適用指針における結論の背景の文案についての意見）

結論の背景の文案についての意見

24. BC24 項(2)において「簡素化された●●」として金融商品実務指針において定めるとしている「総額引受私募債の取扱い」について、簡素化する会計処理を確認したい。

25. BC36 項及び BC37 項は、海外におけるガイダンス等を参照することを推奨しているようにも読め、海外におけるガイダンス等を取り入れればよいという議論が生じることが懸念されるため、記載を再検討して頂きたい。

26. BC75 項の「常に貸倒実績率をそのまま利用することはできない」は、部分否定であることがわかりにくい表現となっていると考えられるため、「貸倒実績率をそのまま利用することは常にはできない」又は「常に貸倒実績率をそのまま利用することができるとは限らない」等の表現に見直した方が読みやすくなると考える。

本文の文案（資料(4) 参考資料）についての意見

27. 第 58 項及び第 59 項において記載されている破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等が、信用減損金融資産に該当するかについては、償却原価及び開示に影響すると考えられるため、この点を本文又は結論の背景において示す必要があると考える。

以　上